

再生可能エネルギー導入促進

緊急対策事業費補助金

説明会における質疑応答

令和6年5月22日



静岡県地球温暖化防止活動推進センター

令和6年5月17日（金）に開催した補助金説明会について、質疑応答の際に御質問をいただいた内容と回答は以下のとおりです。

<p>Q 1 設備利用率とは何ですか。</p>	<p>A 1 ある期間中の太陽光発電設備の発電量が、同じ期間中、仮に定格出力で発電し続けた場合の電力量に対して何%占めるのかを表した数値です。当補助金は、調達価格等算定委員会「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」の設備利用率を利用しています。</p>
<p>Q 2 募集要領 P2【自家消費型太陽光発電設備とは】の補助金の交付対象外の例として、「事業所外に設置した太陽光発電設備から、～（自己託送）」とあるが、「事業所内に設置した太陽光発電設備」であればよいですか。</p>	<p>A 2 募集要領 P22「別紙 設備の要件」1.太陽光発電設備（3）記載のとおり、事務所内で別系統で受電しているエリアに電力会社線を経由（自己託送）して送電する場合は、交付対象外です。 ただし、事務所内で自営線により送電する場合は交付対象です。</p>
<p>Q 3 従業員数の要件は、申請時の従業員数でよろしいですか。</p>	<p>A 3 お見込みのとおりです。</p>
<p>Q 4 リースを利用した申請はできますか。</p>	<p>A 4 リースでの購入は補助対象とはなりません。</p>
<p>Q 5 設備装置の一覧表（添付1）に記載すべき装置は何ですか。架台、遠隔監視装置、キュービクル等は記載の必要はありますか。</p>	<p>A 5 太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の記載は必須です。 その他の機器等の記載は任意です。</p>

<p>Q 6</p> <p>受付は必要書類が揃っているものから先着順とありますが、これは採択の基準は事業内容の評価ではなく先着順ということですか。</p>	<p>A 6</p> <p>先着順での採択になります。</p>
<p>Q 7</p> <p>提出書類で、昨年度からの具体的な変更内容はどこですか。</p>	<p>A 7</p> <p>各種様式の記載項目に変更がありますので、今年度の様式で提出をお願いします。なお、今年度は蓄電池のみの設置は補助対象とはなりません。</p>
<p>Q 8</p> <p>お客様と契約を結び、工事が確定した現場でないと本補助金は使えない、ということよろしいですか。</p>	<p>A 8</p> <p>交付決定後の契約締結、発注、現場着手となります。</p> <p>なお、本補助金の支払は、実績報告書兼請求書が提出され、補助金額が確定した後となります。</p>
<p>Q 9</p> <p>想定電力量における閏年の扱いはどうしたらよろしいですか。</p>	<p>A 9</p> <p>365日計算をお願いします。</p>
<p>Q 10</p> <p>太陽光発電+蓄電池の場合、ストレージパリティの必要はありますか。</p>	<p>A 10</p> <p>必要はありません。</p>
<p>Q 11</p> <p>見積書で、値引きの項目の記載は必要ですか。</p>	<p>A 11</p> <p>値引き後の金額で記載をお願いします。ただ、値引き額を各機器等に配分することが困難な場合は、一括して値引きの項目を設定することも可とします。</p>
<p>Q 12</p> <p>パワーコンディショナー容量4.95kwであれば、小数点以下切捨てで、4kw×4万円という考え方でよろしいですか。</p>	<p>A 12</p> <p>モジュールとパワーコンディショナーの出力を比較し、いずれか低い方の数値を小数点以下切捨てでお願いします。</p>

<p>Q 1 3</p> <p>記載内容に不備がある場合、申請を受付できないこともあるとのことですが、どの段階で受付終了となるのか基準はありますか。</p>	<p>A 1 3</p> <p>不備が解消し書類が全部揃った時点で、受付完了となりますので、速やかな対応をお願いします。</p>
<p>Q 1 4</p> <p>機器配置図とパネル配置図の違いは何ですか。</p>	<p>A 1 4</p> <p>機器配置図は、パワーコンディショナーや蓄電池等の配置図です。</p> <p>パネル配置図は、1枚1枚の太陽光パネルの具体的な配列を示す配置図です。</p>
<p>Q 1 5</p> <p>見積合わせの際、各施工事業者には同じ容量の見積書を提出させたほうがよろしいですか。</p>	<p>A 1 5</p> <p>各施工事業者から、実際に設置する機種と同じ容量の見積書を徴するようお願いいたします。</p>
<p>Q 1 6</p> <p>代理申請不可とありますが、担当者がホールディングスや親会社に所属しており、設置場所である子会社には申請に係る担当者がいない場合、どのようにしたらよろしいですか。</p>	<p>A 1 6</p> <p>交付申請書の法人名は子会社となりますが、設置場所が100%子会社である場合は、メールでの交付申請や問合せ先はホールディングスや親会社の担当者でも構いません。</p>
<p>Q 1 7</p> <p>本補助制度を利用するためには、架台は耐震Sクラス保有の決まりはありますか。</p>	<p>A 1 7</p> <p>架台における条件はございません。</p>